

神戸小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
鈴鹿市立神戸小学校

いじめの定義（法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

はじめに

本校では、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていこうとする取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために「神戸小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つことが最も重要であると考えます。

また、平成30年4月1日、三重県いじめ防止条例が施行されました。学校、地域、保護者の連携をより一層強化し、いじめの早期発見、根絶に取り組んでいきます。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていきます。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていきます。

(1) 「授業づくり」において

①学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かい指導を推進していきます。

(2) 「集団づくり」において

①規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

神戸中学校区が長きにわたり取り組んできた人権・同和教育の取り組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っていきます。

②良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。

また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

さらに、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取り組みと位置づけ、児童会等が中心になって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に則り、基本方針を有効活用していきます。

①基本方針に則り、いじめについての共通理解を図っていきます。

②「いじめ発生時の基本的な対応」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしていきます。

(2) 「鈴鹿市いじめ防止基本方針」「鈴鹿市いじめ防止基本方針概要」を活用し「いじめや差別をなくすためにできること」「見直すべきこと、振り返るべきこと」等、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を継続的に実施してきます。

(3) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめのない学校づくり2」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査2013-2015」「全教職員が認識を共有し、主体的に取り組むことで、いじめの未然防止は可能。」「学校と警察等との連携」を有効活用します。

(4) 児童会の啓発活動の一環として、または、図画工作等の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。

(5) 各種相談機関を周知します。

①「いじめSOSテレホン (TEL 382-9250)」

②「いじめSOSメール (ijime-sos@city.suzuka.lg.jp)」

③「子ども家庭支援課相談電話 (TEL 382-9140)」

④「子ども人権相談 (TEL 384-7411)」

鈴鹿市人権教育センター

⑤「人権に関する相談電話 (TEL 059-233-5500)」

三重県人権センター

⑥「少年相談、サポート等 (TEL 059-354-7867)」

北勢少年サポートセンター

⑦「児童虐待、不登校、養育等 (TEL 059-382-9794)」

鈴鹿児童相談所

⑧「24時間子供SOSダイヤル (TEL 0120-0-78310)」

文部科学省

3 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であってもしじめではないか、との疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

(1) 日常的な取り組み

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしていきます。そのため、日記、作文、各種ノート等も活用していきます。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしていきます。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っていきます。

(2) 児童に「いじめアンケート」を定期的実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握していきます。

(3) 教育相談を実施していきます。「いじめアンケート」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握していきます。

(4) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、スクールカウンセラー等の派遣を教育委員会に依頼します。

(5) スクールカウンセラー等とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また必要に応じて加害児童のケアも行います。

(6) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策を行います。

- ① 教育支援課や企業の出前講座等を利用して、ネットモラル教育を行っていきます。
- ② 教職員が研修会に積極的に参加します。

4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに管理職及び「いじめ防止等対策委員会」に報告します。

(2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

(3) 被害児童からの聞き取り及び、保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。

(4) 加害児童からの聞き取り及び、保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。

(6) 教育委員会に第一報を入れるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。

(7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 「いじめ防止等対策委員会」を設置します。

①構成員は、管理職、生活指導担当、人権教育担当、特別支援コーディネーター担当、(事案に応じて担任、関係教員)です。なお、事案に応じて、スクールカウンセラー等が必要と判断した場合、校長が参加を依頼します。

②いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。

③いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして児童及び保護者、教育委員会に報告します。

④解決を図るために、教育委員会に継続的に報告するとともに、指導・助言を受けます。

(2) 「生活指導部会」を定期的に行います。

①構成員は、生活指導担当、各学年生活指導担当、養護教諭等です。

②「生活指導部会」では、日々の生活指導や学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について定期的に協議します。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力していじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法(第10条)にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めであると考えます。

(1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

(2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。

(3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

(1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めていきましょう。

(2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めていきましょう。

第4章 関係機関との連携

- 1 学校は、事案に応じて様々な関係機関と連携して適切な解決を図っていきます。
 - (1) 教育支援課等、教育委員会事務局各課
 - (2) 子ども家庭支援課等、市長部局関係各課
 - (3) 鈴鹿市人権教育センター、三重県人権センター
 - (4) 鈴鹿警察署（生活安全課）
 - (5) 北勢少年サポートセンター
 - (6) 津地方法務局鈴鹿出張所及び津人権擁護委員協議会 等

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発生した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間10日程度を一つの目安とします。

ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

2 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

いじめ問題に対する対応の流れ 神戸小学校

